

背景

・PFI法の施行から22年が経過し、令和3年6月に「PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）」において、優先的検討規程の策定を促す団体を、人口20万人以上の団体から人口10万人以上の団体とした。  
 ・しかし、令和3年3月31日現在で、優先的検討規程を策定している人口10万人以上の団体は171団体でありながらも、PPP/PFIの実績がない団体が多い。

目的

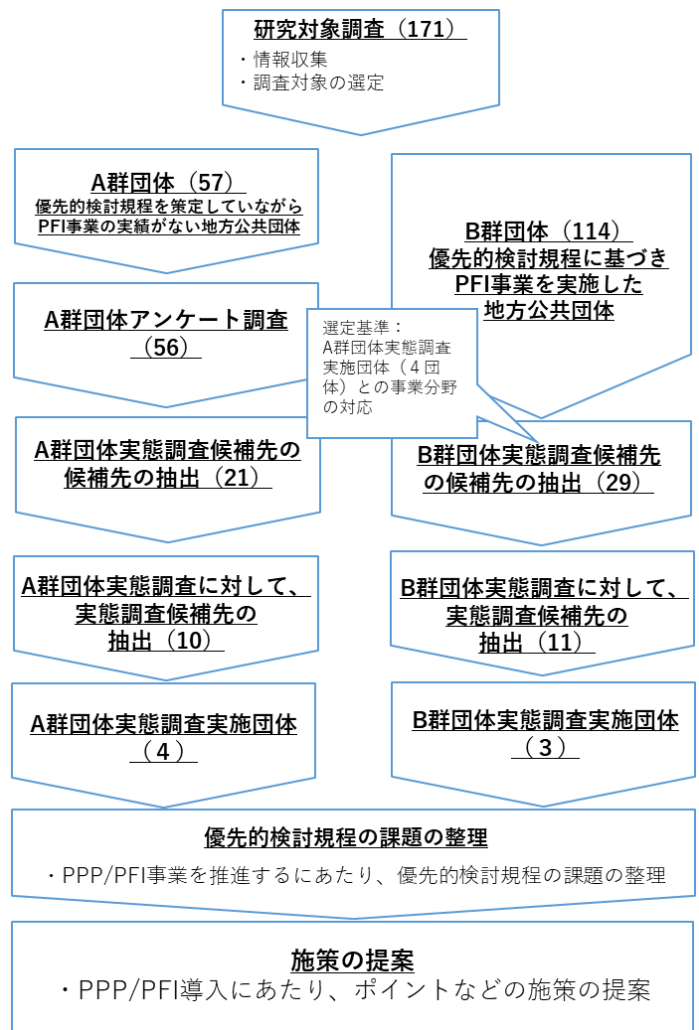
・優先的検討規程を策定していながら、PPP/PFI事業の実績がない地方公共団体に焦点を当て、その背景や要因等を明らかにしつつ、優先的検討規程を策定してPPP/PFI事業の実績がある同規模の団体との要素比較を行うことで、優先的検討規程の実効性のある運用に関する情報を地方公共団体に還元することを旨とする。

A群団体アンケート調査

・優先的検討規程について	(1) 策定期期 (2) 策定の経緯・背景 (3) 改定について (4) 首長の関与について (5) 外部の専門家の活用について (6) 専門部署の有無
・PFIについて	(1) 優先的検討規程策定後にPFI等の導入を検討した事業の有無 (2) 今後PFI導入検討を予定している・見込まれている事業の有無

課題の整理

課題の概要	A群団体回答傾向	B群団体回答傾向
1.PFIに対する知識	個人として知識を習得するも組織としての蓄積が伴わない	優先的検討規程の整備によりPFI事業の実施のハードルが下がった
2.VFMの算定（施設別の先行事例の特徴、PFIを導入する際の留意点等）	VFMが出ないあるいは小さいため、実施に向け後押しとならなかった	PFIの実施を断念するほどのVFMとなった例がなかった
3.検討時期・検討フロー（ステップごとの阻害要因）および解決方策案・解決事例	検討した案件は、時間的余裕がなく、従来手法によることとなった事例が多数であった	中長期の視点でPFIを捉えていたため十分な検討が可能となった
4.民間企業の意向把握	民間企業との交流があまりなく、十分な意向把握が出来ていなかった	地域プラットフォームの活用等により、幅広く意見聴取を行うことができた
5.市民等の理解	地域経済を損なう不安等を払拭できず、実施に至らなかった	PFIでも工夫により地元企業も参画でき、地域経済を損なわなかった



施策の提案

提案	
1	金融機関や建設企業等の関係者が加わる定期的な情報共有の場（地域プラットフォーム）を活用したノウハウの共有が有効である。 国による専門家派遣支援制度の活用も含めた外部専門家によるサポート体制の構築がPFI事業組成の後押しとなる。
2	PFIは行政の効率化に資する手法であるため、VFMが出るはずであるところ、VFMが小さい又は出ない場合、すぐにPFIの導入を断念するのではなく、その理由に着目し、事業内容の見直しを図ることがPFIも含めた民間活用方策の検討に当たって有効である。
3	事業実施の意思決定の庁内手続に照らして事業手法の検討開始時期の明確化・早期化が望ましい。
4	地域の民間事業者への意向調査の実施が有効であるため、ノウハウ不足など実施に不安のある団体においては外部専門家の活用が後押しとなる。
5	事業化を進める基本構想・基本計画の策定等の各段階において、市民・議会などに対して、事業手法の選択肢としてPFIがあること、PFI手法の特徴等について、予め説明することが重要。